



cutting through complexity

「今月の教育セッションは、有配当契約について解決策を見出すにあたってIASBが直面している困難に焦点を当てていた」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー
Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2014年9月に行われたIASBの保険契約プロジェクトについての審議を取り上げています。

ハイライト

保険料配分アプローチ

収益認識パターン

予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものから著しく異なることがない限り、企業は時の経過に基づいて保険契約収益を包括利益計算書に認識する。

利息費用の測定

発生保険金に係る負債の利息費用の測定にあたっては、発生保険金に係る負債が認識された日においてロック・インされた割引率を適用して当期純損益に認識する。

有配当契約: 利息費用

IASBスタッフは、利息費用を測定するための簿価利回りアプローチ及び実効利回りアプローチ、並びに両アプローチが割引率の変動を表示するその他の包括利益に与える影響について、さらに調査を進めるように指示を受けた。

保険料配分アプローチ及び有配当契約に関する再検討

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに、最近になって、IASBは保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を再公表した。

IASBは2015年の中頃に最終基準書を公表すると見込まれる。

その他の基準書との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存の基準書や将来のプロジェクトと整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」¹⁾)が含まれている。公開草案に含まれる提案事項の多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同提案に沿うように立案されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」が保険者の投資の大部分をカバーすることから、新しい金融商品会計基準(IFRS第9号「金融商品」)においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

1 IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年9月)を参照。

2 IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」(2014年9月)を参照。

内容

保険料配分アプローチ	3
有配当契約における利息費用	5
別表:IASBの再審議の要約	11
マイルストーンと今後のスケジュール	14

2014年9月のIASB会議

IASBは9月の会議においてIASBは、IASBがすでに一般的なアプローチ(訳者注:ビルディング・ブロック・アプローチ)について検討した論点に関連する保険料配分アプローチ(PAA)のフォローアップ論点について引き続き改善に取り組むとともに、教育セッションでは有配当契約に関する会計処理について引き続き議論した。

IASBは、PAAIにおいては、保険契約収益は時の経過に基づき認識されることを決定した。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識すべきである。

IASBはまた、当期純利益に認識される利息費用の算定に使用される割引率は、保険金が発生した日においてロック・インされた利率であるべきことを決定し、PAAに基づいて発生保険金に係る負債の利息費用を決定する方法について審議した。

教育セッションにおいて、IASBは引き続き有配当契約に関する会計処理について議論した。特段の決定はなされず、IASBスタッフはIASBに対して、有配当契約に関するすべての暫定的決定については、将来の会議において全体として検討する予定であることを伝えた。

IASBは、有配当契約について、その他の包括利益(OCI)に割引率の変動の影響を表示することが要求されるのかまたは許容されるのかについて検討し、当期純利益に計上される利息費用の測定方法について引き続き議論した。過去の議論では、IASBは、IASBスタッフに対し、有配当契約について当期純利益に計上される利息費用を測定するための簿価利回りアプローチ及び実効利回りアプローチを調査することを指示していた。今月の会議では、これらのアプローチの適用可能性をさらに検討した。

IASBは、次回以降数ヶ月かけて有配当契約に関する審議を継続する予定である。これには、オプション及び保証の価値の変動に関する会計処理及び裏付資産(underlying item)の企業の持分に関する会計処理の適用の必要性が含まれる。これらの議論により、公開草案に含まれている提案とは著しく異なる決定がなされる可能性が高い。

今後の会議で審議される残りの論点には、最終基準書の移行規定及び適用日が含まれる。IASBは再審議を2015年の前半に完了し、2015年の中頃に最終基準書を公表することが見込まれる。

予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものから著しく異なる限り、企業は時の経過に基づいて保険契約収益を包括利益計算書において認識する。

収益認識パターン

論点

PAAは一般的なモデルの単純化を意図している。一般的なモデルでは、当期の利益にリスク調整の解放及び契約上のサービス・マージンの解放が含まれる。PAAでは、当期の利益は当期に配分された保険料収入から費用を差し引いた金額により算定される。

IASBは5月に公開草案の提案を確認し、一般的なモデルでは、契約上のサービス・マージンの残額は、保険契約に基づくサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたり当期純利益を通じて認識されることを確認した。その後寄せられたフィードバックに対してIASBは、有配当契約以外の契約の場合には、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーであることを明確化した。

- 時の経過に基づいて提供される。
- 保有契約数の推移予想を反映する。

この明確化は、追加のガイダンスが提供されないとすれば、基礎となるサービスのパターンの決定に関する主観的な判断によって契約上のサービス・マージン及び当期純利益に含まれる保険契約収益の認識パターンに著しいばらつきが生じるのではないかと一部の回答者の懸念に応える形で行われた。

IASBスタッフは、一般的なモデルのもとでの契約上のサービス・マージンの配分についての市場関係者の懸念は、PAAのもとでの収益認識のパターンについても等しく当てはまると考えた。

IASBスタッフの提案

複雑性を低減するため、IASBスタッフは、IASBがPAAに基づく保険契約収益が時の経過に基づき認識されることを明らかにすることを提案した。ただし、予想されたリスクの解放のパターンが時の経過に基づくものから著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

発生保険金に係る負債の利息費用の測定にあたっては、発生保険金に係る負債が認識された日においてロック・インされた割引率を適用して当期純損益に認識する。

利息費用の測定

論点

PAAにおいて、企業は、保険契約を残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の2つの要素から構成されるものとして測定する。公開草案によると、発生保険金に係る負債が割引かれる場合、以下のように会計処理される。

- 当期純利益に表示される利息費用は、ロックインされた利率に基づいて測定される。
- 発生保険金に係る負債の測定における割引率の変動の影響はOCIに表示される。

公開草案に対するコメント回答者の多くは、契約の当初認識時においてロック・インされた割引率を用いる提案に反対し、保険金が発生した日においてロック・インされた割引率を使用する方が望ましいと回答した。財務諸表作成者はしばしば保険引受年度ベースではなく、保険金発生ベースで保険金に関する情報を収集、保持しているため、公開草案の提案は、実務上の複雑性及び法外なコストをもたらすと考えた。

IASBは3月に企業が割引率の変更の影響を当期純利益またはOCIのいずれかに表示することを選択できることを決定した。割引率の変動の影響を当期純利益に表示する選択をした場合、企業は当初認識時にロック・インされた利率を使用して利息費用を表示する複雑性を回避することができる。

OCIに割引率の変更の影響を表示することが有用な情報を提供する場合もあるため、IASBスタッフは、企業に実務面やコスト面で便益を上回る負担を負わせることを回避することを望んだ。

IASBスタッフの提案

企業が割引率の変動による影響をOCIに表示する場合、PAAにおける発生保険金に係る負債から生じた利息費用は、保険金発生時においてロック・インされた割引率を用いて測定する。また、PAAにおいて不利な契約負債が認識された場合における利息費用は、不利な契約認識時においてロック・インされた割引率を用いて測定する。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

有配当契約: 利息費用

IASBスタッフは利息費用を決定するための簿価利回りアプローチ及び実効利回りアプローチ、並びに両アプローチが割引率の変動を表示するその他の包括利益に与える影響についてさらに調査するように指示された。

包括利益計算書に利息費用を表示するための簿価利回りアプローチ及び実効利回りアプローチ

論点

公開草案は、当期純利益で認識する利息費用は以下のような割引率を使用して計算されると提案した。

- 裏付け資産によって変動しないキャッシュフローについて、契約開始時にロック・インされた割引率
- 裏付け資産によって変動するキャッシュフローについて、保険契約者に対して支払う金額を変動させる投資収益の見積りの変動があった都度見直される割引率

この計算は割引率の変動に関してOCIで認識される金額も決定する。

公開草案に対する回答者の多くは以下のように考え、キャッシュフローの分解(すなわち、裏付け資産によって変動するキャッシュフローと変動しないキャッシュフロー)に関して運用の複雑さ及び不明確さについてコメントした。

- キャッシュフローの異なる部分を分解して個別に測定することは、特にそれらが相互に関連している場合には、困難である。
- キャッシュフローの分解が恣意的となり、異なる評価結果となる。
- キャッシュフローの分解方法は保険会社の商品設計及び価格設定と不整合となる。

過去の議論において、IASBは当期純利益に表示される利息費用とOCIに表示される金額を決定するための、可能性のある2つのアプローチ、すなわち、簿価利回りアプローチと実効利回りアプローチについて調査するようにスタッフに指示した。これらのアプローチは、契約のすべてのキャッシュフローに同一の割引率を適用することを企業に要求する。

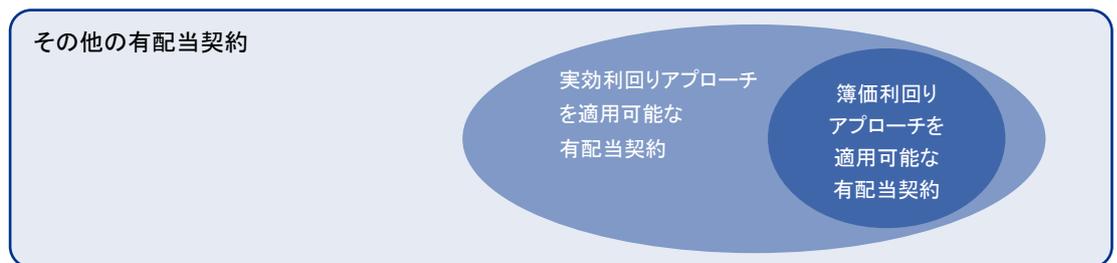
これらの議論においてIASBは、保険契約のすべてのキャッシュフローに裏付け資産への依存度の影響を反映させた割引率を適用するアプローチは、その適用を裏付け資産の投資収益に応じてキャッシュフローが変動する性質を持つ契約に制限する必要があるかもしれない点を考慮した。加えて、以下で説明するように、企業に実効利回りアプローチまたは簿価利回りアプローチの適用を許容または要求すると考える状況についてさらに制限を設けることを検討した。

下記の表は、これらの議論の結果をまとめたものである。

分類	解説
簿価利回りアプローチを適用可能な有配当契約	<p>裏付け資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローは保険契約の存続期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分であり、以下の両方に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 保険契約者に支払われるリターンは、企業が保有する裏付け資産から生じる。■ 保険契約者は特定の裏付け資産の総リターンの相当程度の持分を受け取る。 <p>(注:IASBスタッフは後日、簿価利回りアプローチは裏付け資産に関する会計上のミスマッチを最小限にする場合のみ許容されるというさらなる制限を提案した。)</p>

分類	解説
実効利回りアプローチを適用可能な有配当契約	裏付け資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローは保険契約の存続期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分であり、以下のいずれかに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約者に支払われるリターンは、企業が保有する裏付け資産から生じない。 ■ 保険契約者は特定の裏付け資産の総リターンの相当程度の持分を受け取らない。
その他の有配当契約	裏付け資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローは保険契約の存続期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分でない。

下記は、上記で記述した分類を図示³したものである。



有配当特性を有する契約に適用される会計モデルに関するIASBの政策は、有配当特性を有さない契約に適用される会計モデルを基礎とするため、適切に適用するとした場合、有配当契約に係る割引率の変動による影響をOCIに表示する選択が可能な企業に対して何を適用する必要があるのかをIASBスタッフは検討する必要がある。

IASBスタッフの提案

実効利回りアプローチまたは簿価利回りアプローチが適用される有配当契約

IASBスタッフは、裏付け資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローが保険契約の存続期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分である有配当契約について、簿価利回りアプローチまたは実効利回りアプローチが許容されるべきかについて検討した。

次の表は、アジェンダ・ペーパー2Aから2DにおいてIASBスタッフが提示したように、それぞれのアプローチの主な特徴を要約し、それぞれのアプローチの相対的なメリットを説明している。

³ この図は2014年9月のアジェンダ・ペーパー2C「有配当特性を持つ契約に関するOCIの使用」からの抜粋である。

	実効利回りアプローチ ⁴	簿価利回りアプローチ
主な特徴		
説明	<ul style="list-style-type: none"> 金融負債の償却原価の計算と同様に、当期純利益において受取利息または支払利息を計上するために使用される実効金利法。 企業は予定保証利率を反映した、すなわち保険契約者のキャッシュフローを決定する際に企業が用いる利率に基づいて割引率を計算する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期純利益における裏付け資産の報告方法と整合する—例えば、当期純利益を通じて公正価値で測定される(FVTPL)保有資産に対しては市場利回り、償却原価又はOCIを通じて公正価値で測定される(FVOCI)保有資産に対しては償却原価。
目的	<ul style="list-style-type: none"> 償却原価ベースで当期純利益に利息費用を表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 裏付け資産と保険負債に経済的な対応関係がある場合、当期純利益における利息費用と裏付け資産の利息収益の表示との間に生じる会計上のミスマッチを削減すること。
適用可能性	<ul style="list-style-type: none"> 上記の表で記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の表で記載。 加えて、IASBスタッフは、目的適合性の観点から、簿価利回りアプローチは裏付け資産に関する会計上のミスマッチを最小限にする場合にのみ許容されると提案した。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> 資本性金融商品がFVOCIで測定される、または投資不動産が原価で測定され、保険契約者がキャピタルゲインの持分相当額を受け取る場合には適用できない。 裏付け資産が償却原価、FVOCIまたはFVTPLで会計処理される債券で、企業が償却原価またはFVOCIで会計処理される債券の予想信用損失が当期純利益に与える影響を簿価利回りに反映するのであれば適用可能である。

4 アジェンダペーパー2A「当期純利益に利息費用を表示するための簿価利回りアプローチ及び実効利回りアプローチ」において、IASBスタッフは2つのバージョンの実効利回りアプローチ—定期利回り法と予定保証利回り法—を検討し、以下の理由から予定保証利回り法での実効利回りアプローチを提示した。

- 見積りの変更がある場合、投資収益と利息費用の間でのミスマッチを削減する
- 予定保証利率に基づく利息費用は発生費用の視点のそれに近い
- 償却原価ベースで会計処理される場合、投資収益と対称的に処理される

この表は、IASBスタッフの予定保証利回り法の検討を反映している。IASBスタッフのアジェンダペーパーはすべてオンラインで閲覧することができる。

	実効利回りアプローチ	簿価利回りアプローチ
相対的なメリット		
会計上のミスマッチ	<ul style="list-style-type: none"> 以下のような場合、利息費用と投資収益との間でミスマッチが生じる。 <ul style="list-style-type: none"> 裏付け資産がFVTPLで測定された資産と償却原価で測定された資産とで混成されている場合 償却原価で測定された裏付け資産が、売却されて実現損益が当期純利益に計上されるが、売却代金が直ちに再投資され保険契約者に対する支払いがその実現損益に対応して変動しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 裏付け資産から生じる損益の認識と保険契約者の勘定への入金タイミングに相違がある場合、ミスマッチが減少する。 例えば、裏付け資産がFVTPLで測定された資産と償却原価で測定された資産とで混成されている場合、簿価利回りは裏付け資産の組み合わせから生じる損益効果を反映する。
複雑性—計算	<ul style="list-style-type: none"> どちらのアプローチにしても、多かれ少なかれ計算や記帳に関する複雑性は要求される。しかしながら、どちらのアプローチにおいても、キャッシュフローを分解することは要求されないため、その適用は、公開草案における提案を適用するよりは非常に容易であると考えられる。 	
複雑性—遡及修正	<ul style="list-style-type: none"> 遡及修正は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初認識時において、おそらく簿価利回りアプローチによる割引率は、保険契約負債を測定するための割引率と相違すると考えられる。たとえば、新契約が以前の保険契約者によって支払われた保険料で取得された裏付け資産を引き継いでいる場合、結果として翌期以降に、説明が困難となる遡及修正が求められるかもしれない。
複雑性—理解可能性	<ul style="list-style-type: none"> 実効利回りアプローチを適用できる契約すべて(実効利回りアプローチを適用しなければ簿価利回りアプローチが適用できる契約を含む)に適用することにより、当期純利益に認識される利息費用を決定するアプローチの数を減少させることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 簿価利回りアプローチを適用できるのは、実効利回りアプローチを適用できる契約のうちの一部しかないため、利息費用を表示する新たなメカニズムの導入により、さらに複雑性が増すことになる。

IASBスタッフは、裏付け資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローが保険契約の存続期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分であるすべての保険契約について、当期純利益に計上される利息費用を(予定保証利率に基づく)実効利回りアプローチを適用して測定することを推奨している。

その他の有配当契約

裏付け資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローが保険契約の存続期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分ではない場合、有配当契約に簿価利回りアプローチも実効利回りアプローチも適用することができない。

保険契約の主なキャッシュフローについて適切な提案を適用するという全般的な目的と整合的に、IASBスタッフは、これらの契約について、企業は有配当契約以外の契約に適用される割引率、並びに当期純利益またはOCIによる表示アプローチ適用しなければならないと提案した。

IASBの審議

有配当契約についての以前の教育セッションと同様に、IASBメンバーの多くは、有配当契約に関連する提案について、提案の全体像の提示がなく、また暫定的な決定が相互に及ぼす影響を完全に理解することができないままに暫定的な決定を求められることに対して慎重な姿勢を崩していない。

IASBメンバーは、当期純利益とOCIにおける利得及び損失の表示の相互関係、並びに裏付け資産の保険会社の持分変動により契約上のサービス・マージンが調整されるか否かという点について、特に関心を持っている。

以下の表はIASBメンバーからのフィードバックをまとめたものである。

論点	IASBからのフィードバック
簿価利回りアプローチ	<ul style="list-style-type: none">アジェンダ・ペーパー2BにおいてIASBスタッフが提供した設例は、損益における会計上のミスマッチに対処するためには簿価利回りアプローチが必要であることを示している。初日の遡及修正を理解するためには、以下を含む更なる情報が必要とされた。<ul style="list-style-type: none">遡及修正が生じる理由遡及修正は、保険契約の存続期間にわたって当期純利益を通じて償却される必要があるか否か会計上の利益に基づいて簿価利回りを決定することが困難な裏付け資産（たとえば保険契約者が利益配当を受け、FVOCIで測定される資本性金融商品または償却原価で測定される投資不動産）を企業が所有している場合、直ちに簿価利回りアプローチの適用を断念するのではなく、IASBスタッフは、企業が簿価利回りアプローチを使えるようにする選択肢を検討すべきである。例えば、IASBスタッフは保険契約負債の測定にあたり用いる割引率を、簿価利回りの決定における裏付け資産の利回りの代替として用いることを検討するかもしれない。当該アプローチは公開草案における「ミラーリングの例外」と比較して考慮する必要がある。簿価利回りアプローチを適用するための要件をさらに発展させる必要がある。

論点	IASBからのフィードバック
実効利回りアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のような状況における利息費用と投資収益との間の会計上のミスマッチを軽減させるため、実効利回りアプローチの修正についてさらに考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 裏付け資産がFVTPL、償却原価、またはFVOCIで測定された資産で混成されている。 - 償却原価またはFVOCIで測定された裏付け資産が売却され実現損益が当期純利益に計上されるが、保険契約者への支払額がそれに対応して変動しない。 • 裏付け資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローが保険契約の存続期間にわたる保険契約者の総利益の実質的な部分ではない有配当契約に、実効利回りアプローチまたはそれに類似したものを適用できるか否かについて、さらなる検討が必要である。なぜなら、実質的ではない保証利率の変動は、実効利回りの実質的ではない調整をもたらすだけだからである。
有配当契約の種類	<ul style="list-style-type: none"> • 「保険契約者の総利益の実質的な部分」とは何を意味するのか明らかにすることが必要である。 • IASBスタッフは、保険契約負債の測定に際しては必要とされないのに、利息費用の表示に際しては有配当契約の種類の間「境界線」が必要となるのかについて、検討する必要がある。

IASBの決定

特段の決定はなされなかった。IASBは、フィードバックされた内容を考慮に入れて、利息費用の表示に対する簿価利回りアプローチ、実効利回りアプローチの両者の調査を継続するよう、IASBスタッフに指示した。

KPMGの所見

有配当契約に関する議論は来月も続けられ、公開草案における提案とは非常に異なる決定が行われる可能性が高い。

別表:IASBの再審議の要約

再審議におけるIASBの決定は、有配当契約以外のみを対象としている。有配当契約に特有の論点については今後検討する予定であり、IASBスタッフはその際に有配当契約以外の契約に関する暫定決定を見直す必要があるか否かを検討する予定である。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振り戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 有配当契約を除く契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> 契約上のサービス・マージンに係る利息計上 契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 	無
割引率の変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 割引率の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 企業が割引率の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有

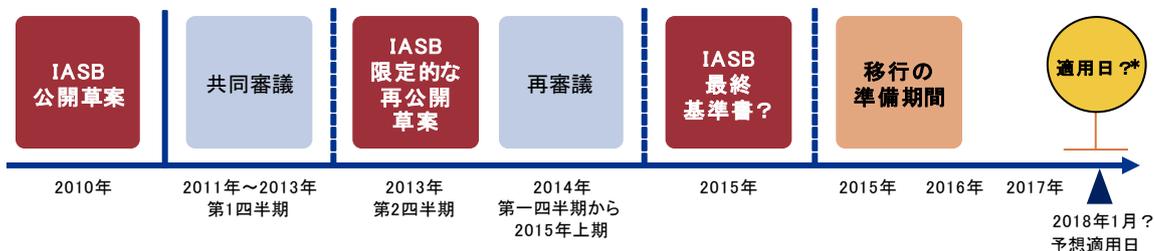
IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
割引率の変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> • 現在の割引率を用いて算定された利息費用 • 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 • 当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差 - 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> • 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用 • 当期におけるOCIの推移変動 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される有配当契約以外の契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロックインされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。 	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに初認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。 	有
その他の論点		
契約上のサービス・マージンの損益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約上のサービス・マージンは保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって損益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> - 時の経過に基づき提供される。 - 保有契約数の推移予想を反映する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 - その状況において利用可能な最善の情報をを用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有
再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に損益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は損益に認識しなければならない。 	有
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無 ⁵
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。 	有

5 スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年中頃になると予想される。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の発行日は2015年中になると予想しているため、最終基準書が2015年前半に発行された場合、強制適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度になると見込まれる。IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とする暫定決定を考慮すれば、2018年1月1日がIASBの目標であることは明らかである。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

↓	KPMGの出版物
1	IFRS Newsletter: Insurance contracts (monthly)
2	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
3	Towards the Final Frontier: Business perspectives on the insurance accounting proposals (January 2014)
4	Evolving Insurance Regulation: The kaleidoscope of change (March 2014)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報 (IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む) は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取りあげていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)には、IASBの会議、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2014年7月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。